



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次

○ 告示

889 条例の改正請求の要旨等 (市町村課)

告 示

和歌山県告示第889号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による条例の改正の請求を平成18年7月4日に受理した。請求代表者の住所氏名及び請求の要旨は、次のとおりである。

平成18年7月4日

和歌山県知事 木村 良樹

1 請求代表者の住所氏名

和歌山県和歌山市岩橋1960番地の13 新田和弘

和歌山県和歌山市和歌浦東一丁目7番3号 山下俊治

2 請求の要旨

平成17年国勢調査及び市町村合併の結果、各選挙区の人口に変動が生じ、全国的な議員定数削減の流れと県財政状況の厳しさに鑑み、議員定数を削減するとともに、各選挙区の選挙すべき議員の数に関し、出来るだけ人口の格差を無くすための必要な是正を図るため、以下の理由により議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例を改正することを強く請求するものである。

- ① 法定数を議員定数としている山口県では4人、岩手県では3人それぞれ削減を行う予定であり、徳島県でも削減を含めて検討中である。その結果、場合によっては法定数上限いっぱいの県議会は全国で和歌山県だけとなる可能性もある。
- ② 本県における市町村合併と定数削減により、市町村議会議員数は、前回統一選挙後の平成15年7月現在、745人であったのが、平成18年3月現在の条例定数は480人と、実に265人、35.6%削減されている。
- ③ 三位一体改革により本県の行財政改革推進プランでは、職員定数、総人件費の大幅削減を実施するために総定員の内、今後5年間で1,900名の削減をはかり、行政のスリム化をはかることとしている。
- ④ 現在、選挙区定数の配置は、橋本市選挙区、伊都郡選挙区がそれぞれ2人である。1票の格差が2倍以上となる選挙区は、伊都郡選挙区に対して橋本市選挙区(2.3倍)、有田市選挙区(2.16倍)の2選挙区である。橋本市議会は、すでに反対決議を行い県議会議長に提出している。